

令和7年第1回定例会(令和7年3月10日)

観光建設水道委員会委員長 (穴井 宏二 委員長)

去る3月5日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました「議第1号 令和6年度 別府市一般会計補正予算(第10号)」関係部分、ほか6件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

初めに、予算議案3件のうち、「議第1号 令和6年度 別府市一般会計補正予算(第10号)」関係部分についてであります。

観光課関係部分では、令和6年の台風10号で被災した神楽女湖しょうぶ園の雨水排水設備修復やアスファルト歩道の整備について、年度内の工事完了が困難となったことから、繰越明許費を補正計上しようとするものとの説明があり、委員から、工事が遅れている理由について質疑がありました。当局より、工事と並行して行われている花しょうぶの栽培との兼ね合いで工事が遅れた旨の答弁がありました。さらに、当局より、6月の花しょうぶの時期に間に合うよう今後も復旧を進めていきたいとの説明がありました。

次に、産業政策課関係部分では、企業誘致推進に係る補助金申請実績に基づき減額補正しようとするものであるとの説明があり、委員より、別府に興味を持っているが補助制度を知らない企業があるため、有効な情報発信することで、さらに申請件数が増えるのではないかといった意見がありました。

次に、農林水産課関係部分では、令和6年の台風10号による災害が、国から激甚指定されたことにより国庫補助率が増加したことに伴い、歳入歳出において補正計上している旨の説明がありました。委員から、復旧工事の進捗について質疑があったのに対し、当局から、着工可能な箇所から、随時被災した農地の復旧や水路の土砂撤去等を行い、作付けに間に合うように取水機能の確保に向けて取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、都市計画課関係部分についてであります。

木造住宅耐震改修等補助金、老朽空き家除却補助金及び空き家利活用補助金の申請実績に基づき減額補正しているとの説明がありました。

次に、都市整備課関係部分では、市道等に設置している街灯の電気料金の高騰に対する国の補助制度の再開等に伴い、関連経費を減額補正しようとするものとの説明がありました。

続きまして、公園緑地課関係部分では、公園費補助金の追加額として1千250万円を計上しており、令和6年12月の閣議決定による国の追加補正であり、令和7年度施工予定であった南原児童公園遊具長寿命化対策工事を前倒しで行うものとの説明がありました。

その他、関係各課から、国及び県の交付金等の額の決定に伴う事業費の減額等決算見込みによる歳入支出予算の計数整理のほか、工期延長等に伴い、繰越明許費を補正計上しようとするものとの説明があり、様々な質疑がありましたが、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、「議第1号 令和6年度 別府市一般会計補正予算(第10号)」関係部分については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、「議第5号 令和6年度別府市水道事業会計補正予算(第1号)」についてであります。

1年間の営業成績を示す収益的収入及び支出からなる当年度純損失は、4,533万8千円の見込みであり、投資的経費の収支を示す資本的収入及び支出については、関連経費を補正計上した結果、12億1,941万円の不足が生じるが、この不足額については、過年度分損益勘定留保資金などで補てんする予定であるとの当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議第6号 令和6年度別府市公共下水道事業会計補正予算(第1号)」については、収益的収入及び支出からなる当年度純損失は、1億6,365万9千円の見込みであり、投資的経費の収支を示す資本的収入及び支出については、関連経費を補正計上した結果、3億9,766万2千円の不足が生じるが、この不足額については、過年度分損益勘定留保資金などで補てんする予定であるとの当局の説明を適切妥当と認め、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

次に、条例議案1件についてであります。

「議第28号 別府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について」は、建築基準法の一部改正により条例が引用する条項に移動が生じたことに伴い、条例を改正しようとするものとの説明があり、採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、その他議案3件についてであります。

初めに、「議第32号 指定管理者の指定について」では、旧平尾邸の管理を、一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームB－b i z L I N Kに行わせようとするものとの説明がありました。複数の委員より、指定管理料や収益の見込みなどについてるる質疑があり、当局より詳細な説明がありました。さらに、委員から、旧平尾邸をどのようなコンセプトで運営していくのか、今後示してもらいたいとの意見がありました。

続きまして、「議第36号 市道路線の認定及び廃止について」では、道路法の規定に基づき、県道整備に伴う市道の起終点変更等に伴い、三名18号線ほか10路線を認定し、本村7号線ほか2路線を廃止することについて、議会の議決を求めるものとの説明がありました。

最後に、「議第37号 議決事項の変更について」は、令和6年9月25日に議決された「令和6・7・8年度別府国際コンベンションセンター吊り天井改修工事負担金に関する協定の締結について」の議決事項のうち、工事にかかる国費対象事業費限度額の見直しに伴う負担金の減額により、協定の一部を変更しようとするものとの説明がありました。

以上、3件のその他議案の採決におきましては、いずれの議案も当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。